

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和5年5月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(有)庭嶋	野々下 浩治	大分市大字片島714-1	大分県知事許可 (般-3)第11801号	全部廃業 造園工事業	令和5年5月2日
(有)セルフリッジスホーム	志手 保信	別府市上原町7-14	大分県知事許可 (般-1)第11218号	全部廃業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	令和5年5月11日
(株)アトラックス	有光 真美	大分市金池町5-8-12 東洋第一ビル	大分県知事許可 (般-2)第13890号	全部廃業 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	令和5年5月12日
(株)オカムラ	岡村 泰岳	大分市坂ノ市中央3-3-5	大分県知事許可 (般-4)第14908号	全部廃業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業 水道施設工事業	令和5年5月19日
(一部廃業)					
(有)工藤建設	高橋 康子	由布市挾間町古野586-2	大分県知事許可 (般-2)第5775号	一部廃業 建築工事業 石工事業 鋼構造物工事業 塗装工事業	令和5年5月10日